

大規模流通業務施設

- 1 貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第 6 項の特別積合せ貨物運送に該当するものを除く。）の用に供される施設又は倉庫業法第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同条第 1 項に規定する倉庫のうち、積載重量 5 トン以上の大型自動車が一平均延べ 20 回以上発着する施設であり、関東運輸局長等が「大規模な流通業務施設」として認めるものであること。
- 2 申請地は、次のいずれかの区域であること。
 - (1) 高崎玉村スマート I C 若しくは前橋 I C と国道又は高崎 I C と県道との交差点から半径 1 キロメートル以内で、当該交差点から幅員が 9 メートル以上で続く国道、県道又は市道（以下「一般道路」という。）に接する区域
 - (2) 主要地方道高崎駒形線、国道 354 号又は国道 17 号（以下「指定幹線道路」という。）に接する区域
- 3 申請地は、路地状でないこと。
- 4 申請地の面積は、2,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満であること。
- 5 車両の出入口は、第 2 項の一般道路又は指定幹線道路に幅員 8 メートル以上で設置し、かつ、一般の交通に障害をもたらさない計画であること。
- 6 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。